

(仮称) 沼ノ端鉄南地区文化交流サロンの設置に関する条例の制定等に寄せられた意見と市の考え方について (パブリックコメントの結果)

意見提出期間 令和3年10月6日～令和3年11月4日 (30日間)

意見提出人数 2人

提出意見件数(項目) 10件 (4項目)

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文 ・整理要約 有・ 無) 【条例の制定の背景及び目的】 地域振興対策とのことだが、沼ノ端地区には鉄南・鉄北を合わせると、コミセン、児童センター、交流センター、スポーツ施設などの公共施設が揃っています。市の西部地域からすると羨ましいほど施設が充実していると思います。背景が新千歳空港の24時間運用拡大に伴う地域振興対策ということなので、建設地区は限定されるのは致し方ないことです。	本施設の整備事業は、新千歳空港の24時間運用拡大に伴う航路下地域住民との合意事項に基づく地域振興対策として整備するものです。発着枠の増加により騒音の加重が伴うことから、航路下地域住民の生活環境が確保されるために、住民代表の方々や関係機関と協議を重ねて取り組んできた経緯があります。	E
2	1	(原文 ・整理要約 有・ 無) 【条例の制定の背景及び目的】 「特色ある図書機能」や「地域福祉の拠点機能」という表現からは、他の施設との違いが明確ではありません。他の既存施設にはない役割や特色を打ち出すべきではないかと考えます。確か沼ノ端は、苫小牧で最初にノーマライゼーショ	現状、市では、ノーマライゼーションの指定という取り組みは行っておりませんが、本施設は、高齢者、障害者、子ども及びその保護者等あらゆる世代の市民の交流及び地域活動の促進を図り、もって誰もが互いに支え合い、安心して生活できる地域づくりを推進することを目的としており、ノーマライゼーションの理念と重複する	B

		<p>ンに取り組んだ地域であったと思います(現状はどのような状況かわかりませんが)。高齢化が進んでいること、子育て支援が求められていること、障害者に対する理解と援助が必要になること等々、ますますノーマライゼーションの考え方が大事になるのではと思います。小規模でスタートするのが良いと思うのですが。そこで、この施設を核として、この地域を「ノーマライゼーションに取り組むモデル地区」に指定することを提案します。赤ちゃんから高齢者まで、障害のある人もない人もお互いに助け合いながら利用できる施設を目指しては如何でしょうか。</p>	<p>部分が多分にあるものと考えております。</p> <p>他の既存施設にはない役割や特色を打ち出すべきとのご意見につきましては、条例の設置条項において、その目的を表現したいと考えております。</p>	B
3	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【施設概要】</p> <p>この施設に高齢者が自由に利用でき、無料で交流できる部屋を設置していただきたい。</p>	<p>本施設は、高齢者に限らず、障害者や子ども及びその保護者等が集い、交流できるスペースを備えるなど、あらゆる市民が利用しやすい施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>	B
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【施設概要】</p> <p>新施設で文化、娯楽ができるのでしたら麻雀卓、イス、麻雀牌、マットが必要です。碁盤、将棋盤をご用意したい。</p>	<p>本施設では、事業等において必要となる備品について備えていくことを考えております。いただいたご意見は今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>	C
5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【条例の内容案】</p> <p>他の施設との違いを明確にし、もう少し踏み込んでこの施設のコンセプトを打ち出すために、条例の目的や実施事業の中で、子育て支援機能を表記してはどうか。</p> <p>子育て支援の具体的な取り組みとしては、子ども向け絵本と遊具などの充実(布の絵本や木製遊具に特徴を持たせる)、子育て講座や育児相談会の実施(保健師や栄養士との連携)、</p>	<p>条例の制定の背景及び目的に記載のある通り、本施設は子ども及びその保護者も利用の対象として捉えており、条例では設置の条項において記載することを検討しております。</p> <p>なお、本施設内には、絵本ホールを整備し、遊具も備えますので、いただいた子育て支援の取り組みにつきましては、今後の事業検討時の参考とさせていただき、施設の有効活用を図っていきたいと考えております。</p>	B C

		ボランティアによる読み聞かせ教室や定例読み聞かせ会の開催、子育てグループへの活動場所の提供（曜日を決めて週1～2回開放）、等々。		
6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【条例の内容案】</p> <p>他の施設との違いを明確にし、もう少し踏み込んでこの施設のコンセプトを打ち出すために、条例の目的や実施事業の中で、地域における世代間交流を表記してはどうか。</p> <p>地域における世代間交流事業の具体的な取り組みとしては、沼ノ端小中学校と連携した行事、高齢者の体験と知恵に学ぶ取組（長生大学や教員OB等の協力）、子どもから高齢者までのサロンクラブをつくり伝統行事や昔の遊びなどの継承（季節ごとの行事や周辺の自然観察、野菜や花の栽培など）</p>	<p>条例の制定の背景及び目的に記載のある通り、高齢者や障害者、子ども及びその保護者等が集う地域福祉拠点の機能を有する施設として整備しており、設置の条項にも、あらゆる世代の交流について記載することを検討しております。</p> <p>いただいたご意見のうち、具体的な取り組みは、今後の事業検討時の参考とさせていただきます。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
7	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【条例の内容案】</p> <p>他の施設との違いを明確にし、もう少し踏み込んでこの施設のコンセプトを打ち出すために、実施事業に各種サークル等の活動交流及び作品発表の場とすることを加えては。</p> <p>各種サークル等の活動交流と作品発表の場として、文化作品の展示交流（地域の幼稚園・保育園、小中学校、各種文化サークル、老人クラブ等）、地域文化祭の開催、カルタ（百人一首）活動の伝承普及活動</p>	<p>本施設では、各種サークル等の活動にご利用いただけるほか、作品を展示できるスペースを備えるなど、文化活動の推進に寄与する取り組みを検討しており、事業には、それらを包含する内容とすることを考えております。</p> <p>いただいたご意見のうち、具体的な取り組みは、今後の事業検討時の参考とさせていただきます。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
8	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【条例の内容案】</p> <p>他の施設との違いを明確にし、もう少し踏み込んでこの施</p>	<p>本施設は、多目的ホール等にて、市民の健康増進に関する取り組みを検討しており、事業には、それらを包含する内容とすることを</p>	<p>C</p>

		<p>設のコンセプトを打ち出すために、実施事業に高齢者や障害者の健康づくり活動を加えては。</p> <p>高齢者や障害者の健康づくり活動として、保健師や包括支援機関等の協力を得て、座学やフマネットのような身体を動かす実技を毎月定例開催(子どもも参加して交流することも検討しては)</p>	<p>考えております。条例におきましては、市民であればどなたでもご参加いただけるよう、対象は限定せずに表現したいと考えております。</p> <p>いただいたご意見のうち、具体的な取り組みは、今後の事業検討時の参考とさせていただきます。</p>	C
9	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【その他】</p> <p>この地域には類似する施設があります。今後、どのように活用するのかが検討ください。</p>	<p>本施設は、利用者や各種団体等、多様な活動主体によって、世代や心身の状況などを超えた交流が生まれるとともに、参加者の学びを促進し、地域福祉活動を担うことのできる次世代の人材発掘・育成につなげていくなど、本施設を拠点に多様な展開を図っていきたいと考えております。</p>	E
10	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【その他】</p> <p>この概要の説明会(1月20日)及び北海道新聞(1月28日付、10月12日付)の記事で報道され、この意見公募をしています。しかし、すでに決定済み事項に対し意見と云われても無意味さを感じますとともに設置の概要説明(全額予算、建設規模、設置場所の理由等)を、まず市民から意見を聴取し、これをもとに検討すべきであると考えます。</p>	<p>当該施設の整備に関しましては、令和3年1月に施設の機能や図面の案について住民説明会及びパブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を参考に整備計画をまとめ、今回は、設置条例の案について意見を募集したものです。</p> <p>パブリックコメントで寄せられた意見や提案は、それらをもとに計画や条例の案を修正したり、施策の進め方等の参考にするなどしており、政策形成過程において大変重要なプロセスと考えております。</p>	E

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの

D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。